

生活のきまり

1 生活指導基本方針

保護者と教師との協力の中で、心身ともに健全な児童生徒を育てる。

2 共通理解事項

(1) 頭髪・服装

- ① 日本国内での社会規範に鑑み、学校生活に支障のないようにする。
- ② 入学式・卒業式などの儀式的行事、現地校訪問などの際には、その場にふさわしい服装をする。
(襟付きシャツ等の着用)
- ③ 体育授業時は、学校指定のTシャツに着替えて行う。(ズボンは運動に適したものとする)
- ④ 指輪、ピアス、ネックレスなどのアクセサリ類は着用しない。(授業内容により危険と判断した場合は、ミサンガも外すようにする)
- ⑤ 頭髪の染色、脱色、華美なセッティングはしない。
- ⑥ マニキュア、ペディキュアはしないようにする。

(2) 靴

- ① 体育の授業にも使用できる運動に適した靴とする。
- ② サンダル、スリッパなどは履いてこない。
- ③ 体育館用として体育館シューズを使用する。

(3) 持ち物全般

- ① 学習活動に不必要な物は持ってこない。(お菓子・ゲーム・雑誌・携帯音楽プレーヤーなど)
※但し、当地の事情を考慮し、貸し借りのためだけに持ってくることは許可する。その場合は、袋に入れる等配慮する。
- ② 持ち物には必ず記名する。

(4) その他

- ① 衛生面などに考慮し、お弁当のおかずや飲料水などのやりとりは行わない。
- ② 飲料水(お茶)を水筒に入れて準備する。
※水が不足した場合、校内設置のフィルターウォーターから補充できる。
- ※1 マイカーでの登下校は、子どもだけの乗車にならないよう、可能な限り保護者が同乗するようになる。
- ※2 放課後の活動は、保護者の責任の下で安全に気を付けて行う。
- ※3 保護者の飲食は、PTA室のみで行う。